

令和7年3月21日

認可通知書の記載内容変更について（お知らせ）

大阪府 都市整備部 住宅建築局
建築指導室 建築振興課

認可通知書の記載内容について、以下のとおり変更します。

1. 適用年月日

令和7年4月1日以降の通知分から適用します。

2. 変更の内容

- ②承継後に求める承継者に関する提示又は提出書類については、別紙として示し手交します。

【変更後の記載例】

〔変更後の通知書〕

〔別紙〕

	建築第 0-0000 号 令和 0 年 00 月 00 日	
〒000-0000 大阪府〇〇市〇〇区 〇〇〇〇〇〇 〇〇建設（株） 〇〇 〇〇 様		
大阪府知事 吉村 洋文		
訓達及び譲受け 会印 の認可について（通知） 会印		
訓達及び譲受け 令和 〇 年 00 月 00 日付けで申請のあった 〇〇〇 については、 会印		
建築業法第 17 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり認可したので、通知する。		
記		
許可番号 大阪府知事 許可（般 - 〇）第 00000 号 許可の有効期間 令和 0 年 00 月 00 日から 令和 00 年 00 月 00 日まで 建築業の種類		
土木工事業	鍋橋造物工事業	機械器具設置工事業
建設工事業	鉄筋工事業	熱絶縁工事業
大土工事業	舗装工事業	電気通信工事業
左官工事業	しゃんせつ工事業	造園工事業
とび・土工工事業	板金工事業	さく井工事業
石工事業	ガラス工事業	隆具工事業
屋根工事業	塗装工事業	水道施設工事業
電気工事業	防水工事業	消防施設工事業
管工事業	内装什上工事業	清排水施設工事業
タイル・れんが・ブロック工事業		解体工事業

注）許可の変更申請を行う場合の書類提出期限：令和 00 年 00 月 00 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

【別紙】	
※承継後 2 週間以内に、承継者に関して以下の書類の提示又は提出をしてください。 ㊦	
提示書類 ㊦	
☒ 常勤役員等（経営業務の管理責任者）の常勤性確認書類 ㊦	
☒ 営業所技術者等の常勤性確認書類 ㊦	
提出書類 ㊦	
☒ 常勤役員等の略歴書（省令様式第 7 号別紙） ㊦	
☒ 健康保険等の加入状況（省令様式第 7 号の 3） ㊦	
☒ 社会保険の加入が確認できる書類 ㊦	
☒ 厚生年金保険の加入が確認できる書類 ㊦	
☐ 雇用保険の加入が確認できる書類 ㊦	
☒ 営業の沿革（省令様式第 20 号） ㊦	
☒ 営業所概要書（府規則様式第 1 号） ㊦	
☐ 財産目録 ㊦	
☐ その他（	） ㊦